

## 固定資産(土地)の 現況を調査します



固定資産(土地)については、総務省が定める固定資産評価基準および茂原市固定資産(土地)評価事務取扱要領に基づき、その年の1月1日の現況により地目を認定し評価します。

**◆調査対象**  
主に土地の分筆、合筆、地目変更および現況の利用状況の変更(家屋の新築・滅失等)があった土地。  
※なお、調査職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

**◆地目認定の例**  
登記の地目と現況の地目が一致していない場合には、現況の地目によって認定し

ます。例えば、登記地目が農地、山林または雑種地等であっても、住宅が建っている場合は宅地として認定します。また、認定の単位は原則として一筆ごととし、その土地全体の状況を観察して認定します。

### 固定資産税

#### 「新築家屋」を 軽減します

平成30年3月31日までに家屋を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

- ◆対象要件**
- ①専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること。
  - ②居住部分の床面積が、一戸につき50㎡以上280㎡以下であること(共同住宅の場合は、1区画につき40㎡以上280㎡以下)。
  - ③玄関、台所、トイレ、居室等があり、住宅の要件を備えていること。

#### ◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額  
※ただし、軽減の対象は居住部分について二戸あたり床面積120㎡までとなります。

#### ◆軽減の期間

- ・一般の住宅⇨新築後3年度分
  - ・3階建以上の中高層耐火住宅⇨新築後5年度分
- ※長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、右記の軽減期間がさらに2年度延長されます。軽減を受ける場合は、固定資産税減額申告書および長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

#### ◆その他

一定の要件を備えた改修工事(住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事)を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、

資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

## 創業セミナーに 参加しませんか?

茂原商工会議所が実施する「創業塾」を事前に体験することができるセミナーです。「創業」に興味のある方、「創業したい。でも何から始めていいかわからない」という方、この機会に「創業」について学んでみませんか?まずは、ご参加ください。

- ◆日時 8月17日(水) 18時~21時
- ◆場所 茂原商工会議所
- ◆テーマ 「夢の実現!  
創業するために必要な10のポイント」
- ◆定員 30人
- ◆費用 無料
- ◆申込方法 電話またはFAX

お申し込み・お問い合わせは、茂原商工会議所  
☎(22)3361、FAX(23)7895へ。

## 第3回 木造住宅耐震相談会

市では、新耐震基準(昭和56年)以前に建築された木造住宅の耐震化を推進するため、木造2階以下の一戸建ての住宅の所有者・居住者を対象に、個別簡易耐震相談会を開催します。

- ◆日時 8月26日(金) 13時~17時(1組50分程度)
- ◆場所 市役所8階801会議室
- ◆申込期間 8月1日(月)~19日(金)  
(土日・祝日を除く9時~17時)
- ◆申込方法 事前予約制(先着4組)となりますので、電話にてお申し込みください。  
なお、相談費用は無料です。

お申し込み・お問い合わせは、建築課(8階)  
☎(20)1588、FAX(20)1606へ。